

質 疑 応 答 書

件 名 広島市立大学施設総合管理業務

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	実施要領(設備運転管理) 仕様書 P.1	<p>「深夜帯における仮眠は可とするが、別途契約の常駐警備業務と連携し、防火・防災時の対応を行う防災センターとして常に機能するように配置を行うこと」と記載されています。</p> <p>当該仮眠時間中においても、火災報知器発報等への即時対応が求められる運用である場合、労働基準法等の労務関係法令上、当該時間は「労働時間」に該当すると解される可能性があると考えております。</p> <p>本業務においては法令順守を前提とした人員配置・見積算定が求められているとの理解のもとに、全ての応札者が同一の法令解釈・積算条件で見積を行う必要があると考えております。深夜帯の仮眠時間については見積算定上「勤務時間（労働時間）」として計上する前提でよろしいか、ご教示ください。</p>	<p>お見込みのとおり、深夜帯の仮眠については労働時間（休息時間）として解釈していただくとともに、実施要領のとおり防災センターとして機能が損なわれることのないように努めてください。</p>

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。